

審判手続（方式）のてびき

平成20年度

特許庁

審判部審判課

はじめに

審判手続は、所定の事項を記載した審判請求書の提出により事件が特許庁に係属し、その後の審理手続においても必要に応じ所定の書面を提出することが求められております。

特許庁においては、審理の円滑かつ効率的な運用を図るため提出された書面については審理前にあらかじめ規則等で定める方式に適合しているかについて方式調査（書式等の記載チェック）を行い、方式的に不備がある書面については補正が命じられ、方式上適正な書面のみが実体審理に付されることとなります。

このテキストは、審判手続における審判請求書等の作成において、方式上留意すべき点を請求書の記載例などを参考に取り上げ、広くユーザーに周知を図ることで方式違反として補正を命ずることなく速やかに実体審理が行われ、もって審理期間の短縮に資することを目的に作成されたものです。

なお、実体的な審判の運用及び請求理由等の記載の仕方については「審判の現状と運用」に詳しく記載されておりますので、併せてご利用ください。

審判手続（方式）のてびき

第1部 審判請求書等様式関係

1. 拒絶査定不服審判	1
審判請求書	3
手続補正書	17
2. 補正却下決定不服審判（意匠・商標）	25
3. 無効審判	35
4. 訂正審判	75
5. 新実用新案登録の訂正	85
6. 商標登録取消審判	99
7. 商標登録異議申立	111
8. 判定請求	117

第2部 フロー図

1. 拒絶査定不服審判	137
2. 無効審判	138
3. 商標登録取消審判	142
4. 商標登録異議申立	143

第3部 参考資料

1. 審判番号通知	147
2. 異議番号通知	147
3. 審判官及び審判書記官氏名通知	148
4. 審査前置移管通知	148
5. 審査前置解除通知	149
6. 取下通知	149
7. 却下処分前通知	150
8. 審理終結通知	151
審判請求等がなされた場合の特許（登録）原簿への登録例	152